算式V

E ＝ (e／f) ／0.274

算式Vの符号

e　次の算式によって算定した数

算式

2.00 × e1 + 1.75 × e2 + 1.50 × e3 + 1.25 × e4 + 1.00 × e5 + 0.75 × e6 + 0.50 × e7 + 0.25 × e8

2.00 × e1、1.75 × e2、1.50 × e3、1.25 × e4、1.00 × e5、0.75 × e6、0.50 × e7 及び 0.25 × e8 に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

e1　当該市町村におけるメッシュ人口のうち、100 人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e2　当該市町村におけるメッシュ人口のうち、100 人以上 200 人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e3　当該市町村におけるメッシュ人口のうち、200 人以上 300 人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e4　当該市町村におけるメッシュ人口のうち、300 人以上 400 人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e5　当該市町村におけるメッシュ人口のうち、400 人以上 500 人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e6　当該市町村におけるメッシュ人口のうち、500 人以上 1,000 人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e7　当該市町村におけるメッシュ人口のうち、1,000 人以上 2,000 人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e8　当該市町村におけるメッシュ人口のうち、2,000 人以上 4,000 人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

f　符号A 算式Ⅰの符号a2に同じ。

6　第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によって算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）によるものとする。

地方団体の種類	密度の算定方法
都道府県	算式 （B × 3157.436）／A